

## 地方公会計の活用のあり方に関する研究会（第5回）の意見

### ○有形固定資産減価償却率について

- ・固定資産台帳の整備に伴い、減価償却の意義を認識するためにも「有形固定資産減価償却率」という名称の方が適当であるのではないか。
- ・「使用可能年数」の精度を高めることができれば老朽化を適切に表すことができるが、精度を高めることが困難である以上、比較可能性のある法定耐用年数を用いるという意味で「有形固定資産減価償却率」という名称を採用した方が適当であるのではないか。

### ○財政状況資料集への公表について

- ・都道府県、市区町村ともに保有している施設類型は、都道府県と市区町村とといった縦比較を行うためにも、両方で公表した方がよいのではないか。
- ・財政状況資料集の施設類型は重要な類型に限られているため、固定資産台帳上、その他の類型のデータを整理するためにも、ある程度入力フォーマットを統一した方がよいのではないか。
- ・指標の公表は普通会計を対象としているが、公立大学法人や地方独立行政法人などで事業を行う場合は公表の対象外となることから、比較可能性をどのように担保するのか実務運営にあたり留意する必要がある。

### ○その他の事項

- ・施設類型の区分や決算統計のルールが地方公会計に寄ってくると、事務負担が軽減されるのではないか。
- ・「有形固定資産減価償却率」が高い施設については、公共施設等総合管理計画又は個別施設計画のなかで管理方針を示していく必要がある。